

□ まちづくり推進条例施行規則（抜粋）

（建設基準）

第四条 条例第十八条に規定する建設基準は、次の表の上覧に掲げる事項に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる別表に定めるところによる。

ごみ集積設備に関する事項	別表第六
--------------	------

別表第六

ごみ集積設備に関する事項に係る建設基準

1 共同住宅

事項	基準内容	
規模	戸数	有効面積(単位 m ²)
	2戸以上4戸未満	1以上
	4戸以上11戸未満	2以上
	11戸以上	戸数×0.2以上
設置数	1棟につき1箇所を原則とすること。	
設置位置	1 収集作業が容易であり、収集車が通り抜けできる公道に面し、並びに土地及び公園に隣接しない位置を原則とすること。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、設置することができない。 (1) 集積設備内に著しい段差ができる場合 (2) ごみの排出に際し、勾配が著しい道路又は通路を通行しなければならない場合 (3) 集積設備前に、収集作業に支障をきたすおそれのある植栽、電柱、電柱の支線等がある場合	
設備基準	1 原則として奥行きより間口を長く取り、間口側に入口として開口部を設置すること。 2 屋根及び扉の設置については、別途協議すること。 3 水道栓及び排水枡を設置すること。	
その他	規模等に応じて市長が別に定める。	

備考

- 1 事務所等（事務所、店舗、作業所、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物又はその部分をいう。）を併設する場合は、住戸用集積設備とは別に分別及び排出スペースを設けること。
- 2 単身者用住宅等にあつては、共同住宅の戸数を室数とみなして算定する。
- 3 集積設備前に側溝等がある場合は、8トン荷重に耐えるグレーチングを設置すること。

2 戸建住宅

事項	基準内容	
規模	戸数	有効面積(単位 m ²)
	5戸以上	戸数×0.2+1.5以上
設置数	5戸以上に1箇所を原則とし、集積設備の利用距離が50mを超える場合又は20戸を超える住宅を設置する場合は、複数箇所に分散すること。	
設置位置	<p>1 収集作業が容易であり、収集車が通り抜けできる公道に面し、並びに土地及び公園に隣接しない位置を原則とすること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、設置することができない。</p> <p>(1) 集積設備内に著しい段差ができる場合</p> <p>(2) ごみの排出に際し、勾配が著しい道路又は通路を通行しなければならない場合</p> <p>(3) 集積設備前に、収集作業に支障をきたすおそれのある植栽、電柱、電柱の支線等がある場合</p>	
設備基準	<p>1 原則として奥行きより間口を長く取り、間口側に入口として開口部を設置すること。</p> <p>2 屋根及び扉は、原則として設置しないこと。</p> <p>3 排水枡を設置すること。</p>	
その他	規模等に応じて市長が別に定める。	

備考

- 1 この表は、5戸以上の戸建住宅を建築予定のものに適用する。
- 2 事務所等を併設する場合は、住戸用集積設備とは別に分別及び排出スペースを設けること。
- 3 集積設備前に側溝等がある場合は、8 t 荷重に耐えるグレーチングを設置すること。